医政発 0331 第 83 号
令和 7 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事　　殿

厚生労働省医政局長
（公　印　省　略）

社会医療法人及び特定医療法人の認定又は承認要件の見直し等について

令和７年度税制改正の大綱（令和６年 12 月 27 日閣議決定）において、社会医療法人及び特定医療法人に関する「社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の 100 分の 80 を超えること」との認定又は承認要件（以下「認定要件等」という。）について、「社会保険診療等に係る収入金額」の範囲に補助金等に係る収入金額を加えるとともに、「全収入金額」を医療保健業務による収入金額とする等とされたことを受け、当該認定要件等を定める医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)及び租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第１項第１号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準(平成 15 年厚生労働省告示第 147 号)の改正を行い、その改正内容については、本年３月 31 日付の「『医療法施行規則の一部を改正する省令』の公布等について」（令和７年医政発 0331 第 76 号厚生労働省医政局長通知）により通知したところです。

これを受けて、関係する通知について下記第１のとおり改正し、本年４月１日から適用することといたしますので、貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努めるとともに、貴管下の医療法人に周知していただきますようお願いいたします。

また、その他の既往通知についても下記第２のとおり所要の改正を行い、本年４月１日から適用することといたしますので、併せて適正な運用に努めるとともに、貴管下の医療法人に周知していただきますようお願いいたします。

記

第１　社会医療法人及び特定医療法人に係る改正について

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年医政発第 0331008 号）　別添１

○「特定医療法人制度の改正について」
（平成 15 年医政発第 1009008 号）　別添２

第２　その他の改正について

○「医療法人の附帯業務について」（平成 19 年医政発第 0330053 号）　別添３

○「地域医療連携推進法人制度について」（平成 29 年医政発 0217 第 16 号）別添４

○「地域医療連携推進法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」
（平成 29 年医政発 0321 第５号）　別添５

○「医療法人に関する情報の調査及び分析等について」
（令和５年医政発 0731 第２号）　別添６

第３　施行期日等

上記の改正通知は本年４月１日より適用する。ただし、社会医療法人及び特定医療法人に係る改正後の要件については、医療法人の令和７年４月１日以降に始まる会計年度について適用し、医療法人の同日前に始まる会計年度については、なお従前の例によることとする。

したがって、当該要件の適用時期については、医療法人ごとに異なることに注意すること。